

令和4年度 第2回 印西市社会教育委員会議 要旨

- 1 開催日時 令和4年10月21日(金)
午前10時00分から11時10分まで
- 2 開催場所 印西市役所 農業委員会会議室
- 3 出席委員 菊地委員、河村委員、篠原委員、押田委員、
馬場委員、松山委員、高橋委員、小林委員、
箱崎委員、浅田委員
- 4 欠席委員 川村委員、松崎委員、石川委員、平石委員、
小林委員、香取委員、三浦委員
- 5 事務局の出席 鈴木課長、石川係長、飯塚主査、山崎主査補、川手主事

- 6 内容 議事
(1) 令和5年度予算(案)について
(2) 社会教育関係団体の認定について
(3) 印西市社会教育関係団体の認定基準に関する
規程の一部を改正する規程の制定について
(4) その他

報告

- (1) 印旛郡市社会教育振興大会について
(2) 千葉県社会教育振興大会について

7 会議要旨

議事(1) 令和5年度予算(案)について

事務局 事務局より議事(1)について説明

委員 (仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業が前年度から約6億円増額していることについて、内容を伺う。

事務局 令和4年度は、基本設計業務のみを実施していたが、令和5年度については、実施設計業務及び施設建設を行うことから、前年度から約6億円の増額となっている。

委員 (仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業の詳細が示されておらず、予算の全体像が掴めない。資料等、事業の詳細説明を求める。

- 事務局 昨年度プロポーザル方式の入札を行い、事業者に施設建設に係る提案をいただいていることから、内容をホームページに掲載している。
その提案内容を基に協議した基本設計が、今年度中に完了予定である。
- 委員 基本設計、実施設計、建設費等の内訳は示されないのか。また、施設概要等、資料だけでは判断がつかないため、説明を求める。
- 事務局 中央駅前地域交流館の敷地に、保健センター、市民活動支援センター、文化ホール等の複合施設を建設するため、P F I 方式にて、プロポーザル方式の入札の上、業者の選定を行った。
その後、指定管理者の指定、20年間の債務負担行為の設定に関し、議会の承認を得ている。
事業費としては、総額約92億円を見込んでおり、令和5年度の6億円は20年間分割払いする金額の一部である。
また、P F I 方式の事業であることから、事業者からの提案に基づいた内容にて設計を行っている。
詳細な内容については、改めて委員に対し、資料をご提供させていただく。
- 委員 (仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業に係る歳入と歳出の金額が一致しないが、理由について伺う。
- 事務局 歳入として記載しているものについては、生涯学習課において所管している特定財源である。
本事業においては、市債を発行して事業費の一部に充当しており、差額は一般財源から充当している。
- 委員 資料保管施設解体工事とあるが、施設の所在は。
- 事務局 印西市中根である。公共施設の集約化を検討していく中で、不要な施設の解体等を進めている。
- 委員 その他、文化財の関連予算で大きな増額となっているものについて伺う。
- 事務局 歴史文化施設基本計画策定業務委託及び道作1号墳発掘調査整理委託である。

委員 今後、予算の資料を提示いただく場合は、更に詳細な情報を掲載いただきたい。

委員 予算の資料だけではイメージがつかないため、予算の資料に合わせて、年間の事業計画書等を提示いただきたい。

事務局 今後は、予算資料と合わせて、事業計画等の詳細な資料をお示しする。

意見・質問等については以上。
議事（1）について承認をいただいた。

議事（2）社会教育関係団体の認定について

事務局 事務局より議事（2）について説明

委員 社会教育関係団体に認定されることのメリットについて伺う。

事務局 大きなメリットとしては、市内公民館の使用料の減免を受けられることが挙げられる。

委員 本団体は、社会福祉協議会の助成金を得ているが、認定にあたり問題は無いのか。

事務局 収入の財源に規定は無いので、それぞれの団体で財源が確保出来ていれば認定に影響が無いと考える。

委員 これまで社会教育関係団体の認定申請が無かったように思われるが、市として社会教育関係団体を増やしていく意向なのか、また認定条件が厳しく、申請自体が出来ない状況であるのか。

事務局 申請が少ない理由については、各公民館には社会教育関係団体として、既に利用サークル協議会等の組織があることから、減免目的の団体はその組織に所属していることが多いと考えられるため、認定申請が少ないと推察する。また、印西市社会教育関係団体の認定基準に関する規程に基づき、継続性が求められていることから、団体設立から一定の時間を要することが一つのハードルであると考えられる。
なお、本団体については、市内の活動拠点を増やしていきたいとの理由から、公民館の減免を受けるために申請したと聞いている。

意見・質問等については以上。
議事（2）について承認をいただいた。

議事（3）印西市社会教育関係団体の認定基準に関する規程の一部を改正する規程の制定について

事務局 事務局より議事（3）について説明

委員 印西市社会教育関係団体の認定基準に関する規程第10条の教育委員会は、教育長に改めるべきではないか。

事務局 ご指摘のとおり、教育委員会を教育長へ改める。（委員へ資料の修正を依頼）

- 委員 これは、事務手続きの簡素化を図るための改正か。
- 事務局 社会教育関係団体の認定については、教育委員会の議決事項ではないことから、教育長への委任事項として扱い、処理するものである。
これまでも実務上、教育長への決裁において手続きを進めていたことから、現状に合わせた改正である。
- 委員 申請から認定までの流れについて伺う。
- 事務局 申請があった場合は、提出資料を確認の上、活動等の視察を行う。それにより、認定に足り得る団体であると判断した場合は、社会教育委員会議の意見を踏まえ、教育長決裁の上で社会教育関係団体に認定する。
- 意見・質問等については以上。
 議事（3）について承認をいただいた。

議事（4）その他について

議題なし

報告（1）印旛郡社会教育振興大会について

事務局より報告（1）について説明
意見・質問等はなし。

報告（2）千葉県社会教育振興大会について

事務局より報告（2）について説明
意見・質問等はなし。

以上

使用した資料

令和4年度 第2回 印西市社会教育委員会議 資料

令和4年度 第2回 印西市社会教育委員会議の会議録は、事実と相違ないので、当会は、これを承認する。

令和4年11月11日

印西市社会教育委員会議

署名委員 押田 正雄